

2020年4月23日  
乾汽船株式会社  
上記株主 アルファレオホールディングス合同会社

乾汽船株式会社による「臨時株主総会開催禁止の仮処分」の申立ての準備のお知らせ

## 1. はじめに

当社は、東京地方裁判所の総会招集許可決定に基づき、2020年5月7日に「乾汽船の買収防衛策の廃止の件」<sup>1</sup>を議案とする臨時株主総会（以下「買収防衛策の廃止のための臨時総会」）を開催いたします。株主の皆様には、2020年4月21日付で「臨時総会招集ご通知」を送付したところです。

当社は、2020年4月22日に、乾汽船株式会社（以下「乾汽船」）の代理人弁護士より「買収防衛策の廃止のための臨時総会」の開催禁止の仮処分の申立ての準備をしている旨を告知されました。これは、乾汽船の取締役が株主の意思表示の機会である株主総会の開催を阻止したいと考えているということの現れですが、当社は、乾汽船の取締役の干渉に負けることなく、「株主が招集する株主のための総会」を適法かつ適正に株主総会を開催して参る所存です。

## 2. 乾汽船の取締役会の判断が誤っていたがゆえに、東京地裁は、この「買収防衛策の廃止のための臨時総会」の開催を許可したこと。

この「買収防衛策の廃止のための臨時総会」は、昨年11月の臨時総会に際して、乾汽船の取締役会の判断が誤っていたがゆえに開催されるに至ったものです。乾汽船の取締役会は、この点の理解を欠いていると言わざるを得ません。乾汽船取締役会が行うべきことは、総会の開催禁止の仮処分の申立てではなく、昨年に誤った判断をしたことをすべての株主に対して謝罪し、「株主が招集する株主のための総会」である「買収防衛策の廃止のための臨時総会」に際し株主が主体的な意思表示を行うのを静かに見守ることです。

このことは、「買収防衛策の廃止のための臨時総会」が開かれるようになった経緯からして明らかです。すなわち、昨年9月6日付で当社は乾汽船取締役会に対して「買収防衛策の廃止」の議案を含む臨時株主総会の招集を請求したところ、乾汽船取締役会は、「買収防衛策の廃止」が株主総会の適法な議案ではないという理由で、昨年11月4日の臨時株主総会の議案に含めませんでした。これに対し、当社が「買収防衛策の廃止」

---

<sup>1</sup> 厳密には、「乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の廃止の件」です。

を議案とする株主総会を招集する許可を求めて東京地裁に申し立てたところ、東京地裁は、当社に対して「買収防衛策の廃止」を議案とする臨時総会の招集許可を付与しました。すなわち、東京地裁は、「乾汽船取締役会は間違っていた」と判断したのです。

そして、当社は、東京地裁の許可決定に基づき、「株主が招集する株主のための総会」を本年5月7日に開催いたします。

買収防衛策について誤った判断をした乾汽船の取締役が、東京地裁の許可決定に基づいて開催される「買収防衛策の廃止のための臨時総会」の開催禁止の仮処分の申立てをするということは、乾汽船取締役会は、東京地裁の許可決定の趣旨を全く踏まえていないことを意味します。

### 3. 乾汽船の取締役による自己保身であること

乾汽船は自己株について議決権を有しておりません（会社法308条2項）。自己株について議決権が無いのは、会社が自ら保有する株式により議決権を行使できるならば、取締役ら経営陣の保身のために利用されるおそれがあるからです。今回、乾汽船が「買収防衛策の廃止のための臨時総会」の開催禁止の仮処分の申立てを行うというのは、買収防衛策の廃止についての株主総会の機会を奪うことを目的とするものに他ならず、経営陣の保身そのものです。これは、自己株の議決権が停止している趣旨に反します。凶らずも、乾汽船の取締役は、買収防衛策が自己保身を目的とするものであることを吐露してしまっただけです。

また、総会開催禁止の仮処分が行われる場合、乾汽船という会社のお金を用いて行われるのであって、乾汽船の取締役個人が費用を負担するわけではありません。昨年11月の臨時総会に際して、乾汽船取締役会が誤った判断をしたために、今回の「買収防衛策の廃止のための臨時総会」が開催されているわけですが、もし、乾汽船取締役会が自らの判断の誤りを顧みずに、「買収防衛策の廃止のための臨時総会」の阻止のために、会社のお金を使うならば、注意義務に違反して会社に損害を与えているという懸念すら生じます。

### 4. 乾汽船の社長による虚偽の説明

乾汽船は、当社が株主総会招集の許可を求めた裁判において「買収防衛策の廃止」が株主総会の適法な議案ではないことを繰り返し主張しました。さらに、乾汽船は「本プラン（買収防衛策）が株主総会決議で導入されたという事実はない。」との主張まで行っています。しかし、乾汽船の取締役は、昨年6月の定時総会で、「株主総会が買収防衛策の廃止の決定機関である旨」、「株主総会の廃止の決議があればその時点で廃止される旨」を説明しています。もし、「買収防衛策の廃止」が株主総会の適法な議案ではないと乾汽船取締役が考えていることが昨年6月の定時総会で説明されていれば、昨年6月の買収防衛策の導入の決議の結果が変っていた可能性が大いにあります（賛成率は約

58%にすぎません)。このような不正確な説明により導入の決議がなされた買収防衛策は、廃止されるべきです。

## 5. 白紙委任状の濫用

買収防衛策の廃止のための臨時総会では、株主に主体的に意思決定を行っていただき、株主の真の意思を結果に反映することが最も重要であるため、当社は、委任状勧誘を行わないこととしました（臨時株主総会招集ご通知4頁）。その趣旨に基づき、当社は乾汽船の取締役にも、委任状勧誘を行わないことを要請しましたが、乾汽船は、それに応じることなく、白紙委任状の勧誘を行った旨を当社に告知して参りました。

しかし、そもそも、買収防衛策の廃止のための臨時総会は、乾汽船取締役会ではなく、東京地裁の許可決定を得た当社が招集するものです。招集権を有せず、かつ自己株について議決権を有しない乾汽船は白紙委任状を勧誘する必要性がなく、株主の真の意思を見守ることが責務です。つまり、乾汽船が白紙委任状を勧誘するのは、単に、乾汽船の取締役が買収防衛策を廃止させたくないという自己保身に基づくものと評価せざるを得ません。当社は、本書を以て改めて、乾汽船が委任状勧誘を行うことなく、株主に対して、議決権行使書による議決権行使を呼びかけることを要請します。

## 6. 株主総会を混乱させるための動議

当社は、2020年4月22日に、乾汽船の代理人より、「買収防衛策の廃止のための臨時総会」の当日に、議長不信任又は議長交代の動議を出す準備があることの告知を受けました。しかし、議長不信任等の動議は、議長の議事の進行方法等を理由とするものです。買収防衛策の廃止のための臨時総会の議長は、東京地裁の決定に基づき招集権を有している当社から選任されるべきであるところ、当該議長がどのように議事を進行するかすら判明していない段階で、議長を不信任とする正当な理由の有無が分かるはずがありません。つまり、現時点で、議長不信任又は議長交代の動議を出す準備があるというのは、単に、株主総会を混乱させるため、あるいは乾汽船の取締役が「株主が招集する株主のための総会」を阻止し、「取締役による取締役のための株主総会」に変容させるためであると言わざるを得ません。

しかも、今回の臨時総会の議案は、東京地裁が許可した「買収防衛策の廃止の件」のみであり、議長を交代させる必然性はありません。議長を交代する必要性があると感じる者がいるとすれば、それは自己保身を図りたい乾汽船の取締役のみです。

## 7. 今後の方針

当社としましては、仮に、総会開催禁止の仮処分の申立てがなされたとしても、当該申立てには全く理由がないと考えられることから、東京地裁の株主総会の招集許可決定を得た経緯を含め、当社の見解を真摯に主張・立証し、当該申立ての却下を求めて対応

する方針です。

## 8. 株主の皆様へのお願い

「買収防衛策の廃止のための臨時総会」は、株主の皆様为主体的に意思決定を行っていただき、株主の真の意思を結果に反映することができる貴重な機会です。是非とも、乾汽船取締役の自己保身策である「買収防衛策の廃止」の議案について、株主の皆様の主体的な議決権行使をお願いします。

現在、新型コロナウイルスの感染症が拡大しておりますので、極力、総会会場への来場はお控え頂いた上で、「臨時株主総会招集ご通知」に同封された議決権行使書をご郵送頂くことにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当社は、乾汽船の干渉に負けることなく、「株主が招集する株主のための総会」を適法かつ適正に株主総会を開催して参る所存です。

以上